

第4章 教育活動の推進

平和教育

平和教育は、日本国憲法の理念に基づく教育基本法及び学校教育法に示されている教育の根本理念を基調とし、学習指導要領に則って実施する。従って、児童生徒の発達段階に配慮した上で、自他を尊重し合い、我が国の社会や文化に対する理解と愛情を深めるとともに、国際理解や国際協調の視点に立ち、恒久平和を願い国際社会に貢献する人づくりを進めることを基本とする。

教育基本法 前文

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。(後略)

1 平和教育の指導のポイント

学習指導要領に則って実施すること



- 各教科、道徳、外国語活動（小学校）、総合的な学習の時間及び特別活動等、全教育活動を通してねらいの達成を図る。
- 各教科等の目標や内容に従い、児童生徒の興味・関心や発達段階に配慮して年間指導計画を立案し、計画的に実施する。
- 指導に当たっては、本県が人類史上最初の被爆県であり、かつ世界平和を発信する拠点として期待されていることに配慮する。
- 教育基本法第14条の規定に基づき、適切に実施し、社会運動や政治運動との関係を明確に区別し、教育の中立性を確保する。
- 国際教育、人権教育、環境教育等との関連を図ったり、道徳教育の充実を図ったりして、平和を尊重する心や態度を育成する。

2 指導上の留意点

- 校長を中心として、全教職員が指導内容や方法について研修し、共通理解を図る。
- 児童生徒に一面的な見方や考え方を押し付けることのないよう、客観的で公正な視点で資料を選択し取り扱う。
- 平和を希求し活動する姿に学んだり、自分たちが平和の大切さを考えて活動したりするような実践意欲、態度につながる内容を重視する。
- 教科学習や総合的な学習の時間に、被爆や戦争の実相に関する資料をもとにした具体的な学習を行うなど、児童生徒や地域の実情に応じた創意工夫ある取組を行う。

平和教育の取組例

◎ 戦争や被爆の実相に触れる取組

- 「広島平和記念資料館」や「国立広島原爆死没者追悼平和祈念館」の見学、戦争体験・被爆体験等の聞き取りなどの体験的な学習を行うことにより、命の大切さ、平和の尊さを実感として学ばせる。
- 社会科や国語科の教科書等に掲載された戦争や被爆の実相に関する資料や文学作品等の学習をもとに、戦争や平和について主体的に調べたり、意見を交流したりする学習を行い、平和についての自分の考え方や理解を深めさせる。

教科書の内容と関連する新聞記事をもとに、相手の立場や考え方尊重し、表現の仕方を工夫して話し合うことを通して、新たな平和についての視点に気付かせ、命の重さについて考えを深めさせた。
(広島県立賀茂高等学校)

◎ 地域や各学校の実情に応じた取組

- 戦争や当時の人々の生活の様子について、地域の資料館や市町教育委員会が作成した歴史副読本を活用したり、地域に残る慰霊碑等を調べたり、地域の方から聞き取りを行ったりして、戦争や平和の尊さをより実感的に捉えさせる。
- 市町や教育委員会などが実施する「慰霊祭」等に参加し、戦争で命を落とした人々や残された人々の思いや願いに共感し、平和な社会を築こうとする意欲や態度を育てる。

昭和 26 年から継続して広島赤十字・原爆病院への「やまゆり訪問」を行っている。この「やまゆり訪問」を通して命の尊さを知り、平和を願う心を育てるとともに、長い間続けられてきたことの意義を確かめさせ、「行動する」ことの大切さを考えさせている。(安芸太田町立上殿小学校)

◎ 国際理解や国際貢献等の視点に立った取組

- JICA 等の国際協力機関と連携し、青年海外協力隊経験者を講師に迎え体験談を聞くとともに、他国の経済・社会・文化等の現状について学び、世界平和を確立するための視点、熱意及び協力の態度を育てる。
- 地球環境や資源の問題等の解決のためには、国際的な規模で解決策が協議され実施されることが必要であることに気付かせ、課題の解決について、持続可能な社会の形成に参画するという観点から考え続けていく態度を育てる。

国際理解を深めるために、JICA の講師による体験学習などを通して、自分がこれからどう行動すべきかを考えさせ、日頃の生活の中で、相手の立場を考えて行動する態度を育成する。(福山市立千年中学校)

これらの例も参考に、児童生徒の発達の段階や地域の実態に応じ、各学校が創意工夫した取組を行うことが大切である。